

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

雲南市水道局より大切なお知らせ

令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者制度が
5年ごとの更新制に変わります。

「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されることに伴い、指定の更新制度が導入されます。これにより指定の有効期間が従来の無期限から5年間へ変更となります。

※現行制度で指定を受けている指定工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が下表のとおり異なります。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間	初回更新後有効満了日
H10. 4. 1~H11. 3. 31	R1. 9. 30~R2. 9. 29 (1年間)	R 7. 9. 29
H11. 4. 1~H15. 3. 31	R1. 9. 30~R3. 9. 29 (2年間)	R 8. 9. 29
H15. 4. 1~H19. 3. 31	R1. 9. 30~R4. 9. 29 (3年間)	R 9. 9. 29
H19. 4. 1~H25. 3. 31	R1. 9. 30~R5. 9. 29 (4年間)	R10. 9. 29
H25. 4. 1~R1. 9. 30	R1. 9. 30~R6. 9. 29 (5年間)	R11. 9. 29

※初回の更新手続きについては、対象となる指定工事事業者さま宛に事前に水道局より郵送等にて通知します。

◎更新申請に必要な書類（新規指定と同様）

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
- (2) 機械器具調書（別表）
- (3) 誓約書（様式第2）
- (4) 定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票の写し(個人)
- (5) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの
(主任技術者免状又は主任技術者証の写し)

◎指定更新手数料：5,000円

◎更新申請時に、給水装置工事にかかる講習会等の受講状況、業務の内容、配管技能者の従事状況等を別途確認させていただきます。

◇お問い合わせ先：雲南市水道局 営業課 電話(0854)42-5322

※雲南市外の水道事業者の指定を受けている場合、水道事業者ごとで指定の有効期間が異なります。該当の水道事業者にお問い合わせ下さい。